



清友短信

発行日 2025年4月16日

No. 108

TEL.075-431-4361 FAX.075-431-4365

所得税 年収の壁の引き上げ

基礎控除の額が定額であることにより、物価が上昇した場合に実質的な所得税の負担額が増加するという課題への対応として、物価上昇等を踏まえた基礎控除が導入されました。また、同様の理由で、給与所得控除額の最低保障額の引き上げも行われ、年収の壁（所得税）が103万円から160万円に引き上げられました。これらは、令和7年分の所得税より適用されます。

	現行	改正後 【基礎控除の特例を加味した金額】	
		基礎控除額	
納税者本人の 合計所得金額	基礎控除額	基礎控除額	
	令和6年	令和7年、令和8年	令和9年
132万円以下	48万円	95万円	95万円
132万円超 336万円以下	48万円	88万円	58万円
336万円超 489万円以下	48万円	68万円	58万円
489万円超 655万円以下	48万円	63万円	58万円
655万円超 2,350万円以下	48万円	58万円	58万円
2,350万円超 2,400万円以下	48万円	48万円	48万円
2,400万円超 2,450万円以下	32万円	32万円	32万円
2,450万円超 2,500万円以下	16万円	16万円	16万円
2,500万円超	0円	0円	0円

改正前後の給与所得控除額（色付部分が改正項目）

現行		改正後	
給与等の収入金額	給与所得控除額	給与等の収入金額	給与所得控除額
162.5万円以下	55万円	190万円以下	65万円
162.5万円超～180万円以下	収入金額×40%－10万円		
180万円超～360万円以下	収入金額×30%+8万円	190万円超～360万円以下	収入金額×30%+8万円
360万円超～660万円以下	収入金額×20%+44万円	360万円超～660万円以下	収入金額×20%+44万円
660万円超～850万円以下	収入金額×10%+110万円	660万円超～850万円以下	収入金額×10%+110万円
850万円超	195万円	850万円超	195万円